

令和3年度第1回立川市個人情報保護審議会議事録要旨

1 日時 令和3年5月12日(水) 午後1時25分～午後2時30分

2 場所 立川市役所2階 210会議室

3 次第

(1) 届出関係諮問事項

① 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)給付事業について

【子ども家庭部子育て推進課】

② 総合相談支援業務におけるICTの活用について

【福祉保健部高齢福祉課】

③ 立川市立小学校及び中学校における児童・生徒心理調査分析等の外部委託について

【教育部指導課】

(2) その他

4 出席者

(1) 委員

飯田会長、齊藤副会長、神宮委員、梶委員及び入谷委員

(2) 職員

[諮問実施機関]

諮問事項①: 子育て推進課長及び手当・医療費給付係長

諮問事項②: 高齢福祉課長、在宅支援係長及び介護予防推進係長

諮問事項③: 指導課長、統括指導主事及び指導係長

[事務局]

文書法政課長、情報公開係長及び同係主任

5 議事

(1) 届出関係諮問事項(諮問実施機関からの説明は、資料に基づくものである)

諮問事項①: (子ども家庭部子育て推進課)

【諮問の概要】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、厚生労働省が定めた「低

所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領」により、児童扶養手当を受給する世帯、公的年金等受給者世帯及び家計急変世帯に対し、対象児童1人につき5万円の給付金を支給することとなり、児童扶養手当システムを改修して受給者及び対象児童の個人情報を出出し、子育て世帯生活支援特別給付金システムへ移行し、さらに児童育成手当システムから受給資格者台帳を出力して目的外利用するもの

【審議内容】

《事後報告となった経緯について》

○この事業について国から話があったのは3月中でしたが、その時点では詳細な内容が定まっていなくて、3月24日開催の個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができませんでした。正式な通知があったのは4月7日（資料1参照）で、5月10日には給付金を支給するというタイトなスケジュールであったため、事後報告となってしまいました。

○時間がなかったというのは理解できますが、事後報告が通例になってしまうのは好ましくありません。

○（事務局）4月に審議会を開催することが日程的に難しく、新型コロナウイルス関係の給付金は迅速な対応を求められているため、事後報告となってしまいました。また、事後報告については審議会場であらかじめ説明するように心がけておりますが、今回はそれもできなかったため、大変申し訳ございませんでした。

《非課税世帯に対する生活支援特別給付金の給付事業について》

○この事業についても実施することが決定していますが、現時点で国からの通知は届いておりません。やはり迅速な対応を求められているため、次回の審議会では事後報告になってしまうことをご了承願いたいと思います。

○個人情報の取り扱いについて、注意していただきたい。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項②：（福祉保健部高齢福祉課）

【諮問の概要】

令和3年4月1日から指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）が施行され、介

護支援専門員、利用者やその家族などが参加するサービス担当者会議がテレビ電話等の情報通信技術を活用して行うことができることとなり、立川市Web会議の利用に関するガイドライン及び情報セキュリティ取扱マニュアル等に基づき、社会福祉法人等が運営する地域包括支援センターに委託している総合相談支援業務について、テレビ会議は利用者からの同意書を取得して実施し、メール相談及びオンライン面談については令和3年7月から試行的に実施するもの

【審議内容】

《オンライン面談について》

○Zoomを使用している事業者が多いが、立川市はCiscoのWebexを使用している。LINEは使用していない。ライセンスは主催者になる場合に必要となる。また、オンライン面談の記録は保存してしない。

《インターネットで取り扱う個人情報について》

○相手方に招待のメールを送り、個人の名前やメールアドレスを取得する。また、顔が映る。

○地域包括支援センターの職員は個人情報の守秘義務を遵守して業務を行っている。

《事故発生時の報告事例について》

○アンケート調査をしたときFax番号を間違えて送信し、危機管理案件として処理した事例がある。この度、情報セキュリティ取扱いマニュアルを作成したので、このマニュアルに従って処理していきたい。

《同意書について》

○同意書は介護支援専門員が行うサービス担当者会議に利用者やその家族がテレビ会議で参加するときに提出してもらう。

《申請書で取扱う個人情報について》

○すべての個人情報を取得するわけではなく、必要な情報を取得している。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項③：(教育部指導課)

【諮問の概要】

新型コロナウイルス感染症対策により家庭や学校での生活が制限される中、潜在的に不安を抱えている子ども達が増えてきており、心理的分析を導入して、支

援が必要な子ども達を把握し、組織的に早期対応を図ることで、心のケアを進めるため、令和3年5月下旬頃から市立小中学校の全児童・生徒約12,000人を対象に児童・生徒の心理調査分析等を行うQ-Uテスト（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を実施することとなり、民間事業者に外部委託するもの

【審議内容】

《Q-Uテストについて》

○Q-Uテストは特定業者のオリジナルテストで著作権を取得しているため、特命随意契約となる。都内では20地区で実施している実績を踏まえて決定した。

《秘匿性の高い情報の取り扱いについて》

○アンケートの回答用紙は業者から全て回収し、業者には廃棄証明書を提出してもらう。

《目的外利用について》

○このテストはあくまでも担任の先生が見落とししているところをフォローするために行うもので、それ以外の目的では使用しない。コロナ禍で初めて実施するアンケートであり、今年度限りの事業と考えている。

《児童・生徒への配慮について》

○実施に際しては担任の先生から事前に説明をしたうえで行き、場合によっては自宅に持ち帰って回答してもらうこともあり得る。児童・生徒が落ち着いた状態で回答できるように配慮していきたい。

《個人情報の保管について》

○診断結果は重要な個人情報であり学校の金庫で保管する。管理者の許可を得ないと開錠できないようにする。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

(2) その他

① 令和2年度個人情報開示請求及び決定状況について

事務局から資料に基づいて説明し、以下の質疑応答があった。

《住民票等の発行履歴に関する文書不存在について》

○文書不存在20件のうち一人の請求者から14件の請求があり、すべて文書不存在となっている。また、もう一人の請求者から6件の請求があり5件が文書不存在となっている。

② 令和3年度第2回開催予定について

日 時 令和3年7月28日（水）午後1時30分～

場 所 立川市役所 210会議室

内 容 諮問事項審議他